

太陽光発電設備の適正な設置に関する方針について

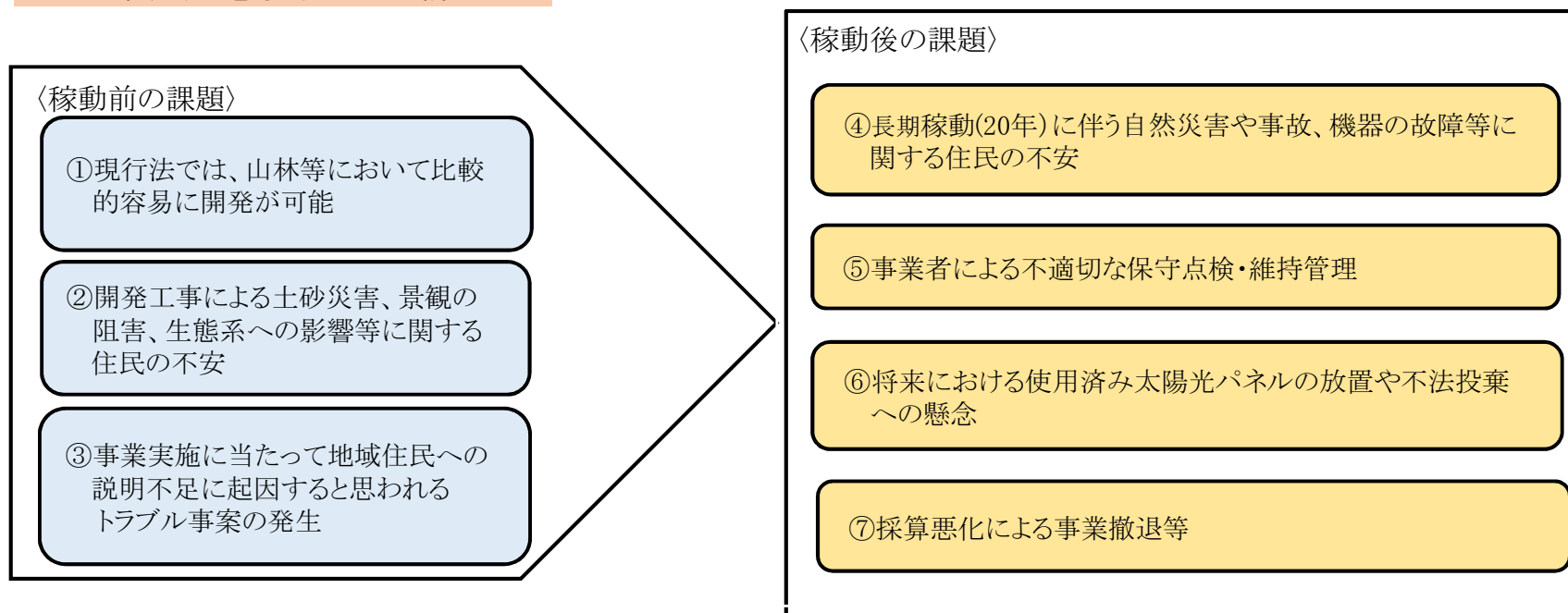


1. 方針の趣旨

地球温暖化の原因となる温室効果ガスを削減するため、再生可能エネルギーの有効活用として、太陽光発電の更なる導入を推進していく必要があります。しかし一方で、太陽光発電設備の普及に伴い、災害や公害の発生等様々な課題が生じることが予測されます。

本市においても、災害の防止や自然環境及び生活環境の保全を図りつつ、太陽光発電設備設置事業との調和を図ることが必要であるという認識のもと、同設備の適正な設置に関する方針を定めるものです。

2. 太陽光発電事業の主な課題



太陽光発電設備の適正な設置に関する方針について



3. 課題解決に向けた基本方針(案)

【目的】 今後、増加が見込まれる太陽光発電施設の設置に対し、乱開発を抑制し、災害の防止、自然環境及び生活環境を保全する必要性から、地域と太陽光発電施設が共生するための条例の制定について検討することとしたものです。

【主な内容】 対象:出力10キロワット以上の太陽光発電設備(屋根、屋上に設置される場合は除く)

ポイント1 : 乱開発の抑制、災害防止、自然環境や生活環境及び景観の保全のために規制区域を設定 〈課題①、②〉

- (1)土砂災害の恐れがある区域
- (2)自然公園地域、近郊緑地保全区域
- (3)農用地区域

※その他、自然環境や生活環境の保全等に必要な区域

ポイント2 : 市長の「同意」が必要 〈課題①、②〉

事業の開始に当たっては、市長の同意を必要とする。ポイント1の規制区域を含む区域は、同意しない。

ポイント3 : 地域住民等への事前説明会の実施

〈課題②、③〉

事業者に対して、地域住民等に事業計画の内容について説明を義務付ける。

ポイント4 : 事業計画の届出 〈課題③〉

ポイント1の規制区域以外の区域に設置する事業者に対して、事業計画書、住民等説明会実施報告書等の届出を義務付ける。

ポイント5 : 設備の管理 〈課題④、⑤、⑥、⑦〉

設備が管理不全状態とならないよう適正な管理、事業終了後の処分を義務付ける。また、施設の稼働状況及び使用済設備の撤去、処分費用の積立状況について、年1回の報告を義務付ける。

ポイント6 : 指導、助言等の設定 〈課題⑥、⑦〉

立入検査を実施し、違反等が認められる事業者に対する指導、助言、勧告等に関する規定を設ける。

【今後のスケジュール】 令和4年 5月 第1回環境審議会(諮問)、6月 第2回同審議会、9月 第3回同審議会(最終案・答申)

令和4年 7月 パブリックコメント

令和4年12月 市議会へ条例案を上程・審議